

不適正事務処理の状況と原因・理由について

不適正事務処理の状況		左の事項の原因 1	左の理由 2	左の理由 3
政策局 ア	委託業務について、業務の一部が履行期間までに終了せず、繰越手続きを行わずに年度を跨いで業務を継続した。(2件)	<p>①報告書や計画書の印刷に係る校正の時間が十分に確保できなかった。</p> <p>②以下のような具体的な対応を行わなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の繰越明許 ・契約変更(印刷業務の部分を中止) ・校正が未了の段階で印刷(正誤表での対応)など 	<p>①作業方法等の具体的な検討、庁内各課との調整等に時間を要し、徐々に業務全体に遅れが生じた。</p> <p>②<予算の繰越明許></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初提出期限の12月時点では履行期間までに終了しないことが明らかではなかった(期限内完了を目指していた)。 ・繰越明許の議案として2月議会への追加提出も考えなかつた(庁内の業務の遅れでは理由にならないと認識していた)。 <契約変更> ・業者との合意が必要であり、翌年度に印刷の予算措置もない状況であった。 <正誤表対応> ・修正が相当程度生じることが想定され、成果品として相応しくないと考えた。 <p>③期限内に終了させるよりも、精度の高いものを作ることを優先させてしまった。</p>	<p>①総合振興計画基本計画の全面改訂及び実施計画の中間見直しは本市として初めての業務であり、試行錯誤を重ねながら進めている。</p> <p>②業務に遅れが生じた場合の、その段階ごとの対応策を想定していなかった。</p> <p>③年度を越えても業務を完了して、支払うしかないと考えてしまった。</p>
履行期間 A	<p>市民・スポーツ文化局 イ</p> <p>※区民課窓口の繁忙期及び住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修等の時期を回避するためコンビニ交付開始日を24年11月1日と設定し、契約時期を23年10月とする、2か年度にまたがる事業とした</p>	<p>①期限を24年度に延長する契約変更を行うためには、予算の裏付けが必要となるため。</p>	<p>①10月予定の契約時期が、仕様変更が必要となったことにより1月にずれ込んだが、その後の進捗を把握していなかったため。</p> <p>・業務が完了しないことが明らかになったのが3月中旬であり、繰越明許の手続には間に合わず、また、事故繰越の条件にも合わないと思い込んだため。</p>	<p>①仕様変更による契約の遅れを取り戻せると思っていた。</p> <p>・業務の遅延に対応するにあたり、予算執行の原則に対する認識が甘かった。</p>
都市局 ウ	<p>契約の履行期限までに完了せず、年度を越えて事業を継続した。(65件)</p> <p>年度内完了であるが、履行期限までに完了せず、期限を越えて事業を継続した。(11件)</p> <p>緊急修繕において、期日までに必要となる事務処理を怠った。(29件)</p>	<p>①適切な業務配分を行なわず、当該事務が集中した。</p> <p>②適切に工期延長の手続きをとらなかった。</p> <p>③事後の事務処理を怠っていた。</p>	<p>①管理監督職員が、予算執行状況の確認を怠った。</p> <p>②修繕業務さえ完了すればよいと考えていた。</p> <p>・契約行為に基づく手続きの重要性についての認識の欠如。</p>	<p>①台帳による業務の進行管理がなされていなかった</p> <p>②台帳による業務の進行管理がなされていなかった。</p> <p>・修繕業務が実施され、最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。</p>
緑区役所 エ	履行期間までに完了せず、また繰越手続きを行わずに事業を継続した。(1件)	<p>①当該事業契約において2度の入札中止により年度末がせまる中、特命随意契約後に一部資材の確保が難しくなり、年度内の完了が困難となった。工期が年度をまたぐことについての問題意識はあったが、安全確保のため修繕を行いたいとの一念から事業を継続してしまった。</p> <p>・事故繰越等の手続きを行わなかった。</p>	<p>①24年度当初予算要求で予算が確保できなかったことを踏まえ、ここで実施しなければ、この先事業が行えないとの認識であった。</p> <p>・事故繰越は、風水害などの場合に限られるものと認識していたため、事業を進めるためにどうすべきかを関係所管に相談せずに、独自の判断で事業を継続してしまった。</p>	<p>①事務手続き上の理解不足があった。</p>
教育委員会 オ	履行期間までに完了せず、また繰越手続きを行わずに修繕を行った。(128件)	<p>①履行期間をあらかじめ確定して、計画的に実施することが難しい。</p> <p>②発注したまま、工程管理しなかった。</p>	<p>①学級数などは住民基本台帳をベースに予測できない。</p> <p>②工程管理は、実質的に学校へ委任されていると誤認していた。</p>	<p>①私学への入学や3月末の転出入がある。</p> <p>②予算執行の原則に対する認識が希薄だった。</p>

不適正事務処理の状況		左の事項の原因 1	左の理由 2	左の理由 3
政策局 ア	委託業務について、完了前に支払った。(2件)	①・確実に納品が見込まれる日より後に支払日を設定しなかった。 ・決裁過程で支払日のチェックがされなかった。	①担当者から課長まで支払いに関するチェック機能が働かなかった。	①支払いの際に確認すべき事項が曖昧だった。
支 払 い B イ	平成23年度から24年度の2か年度にまたがる業務委託契約において、23年度の部分払いに係る業務が納入期限までに完了していないのにもかかわらず、23年度分の支払いを行ったもの。(2件)	①ここで支払っておかなければ業務全体が終了したときに、契約額を満額支払うことができなくなってしまうと考えたため。	①予算編成の過程で、財政課と協議の上、平成23年度と24年度に支払いを分割し、24年度については債務負担行為に基づく予算しかなく、23年度分を支払う予算がなかったため。 ・23年度予算を24年度に使用するためには、予算繰越の手続きが必要であったが、業務が完了しないことが明らかになったのが、3月中旬であり、繰越明許の手続には間に合わず、また、事故繰越の条件にも合わないと思い込み、財政当局にも相談をせず、繰越の手続きを行わなかつたため。	①業務の遅延に対応するにあたり、予算執行の原則に対する認識が希薄だった。
都市局 ウ	完了を確認しないまま、完了前に支払った。(68件)	①平成23年度内の事業として完成させるため事務処理を優先した。	①完了確認者(発注所管課長)が職責を認識していなかった。	①所管課長のコンプライアンス意識の欠如、並びに責任意識の希薄さ。
教育委 員会才	完了を確認しないまま、完了前に支払った。(29件)	①平成23年度内の事業として完成させるため事務処理を優先した。	①完了検査が形式的な事務処理となっていた。	①コンプライアンス意識が欠如していた。
完了 検 査 C	完了確認検査を実施していなかった。(68件)	①完了確認者(発注所管課長)が職責を認識しておらず、完了検査を実施していなかった。	①施設修繕請負契約基準約款など諸規定の理解不足。	①所管課長のコンプライアンス意識の欠如、並びに責任意識の希薄さ。
教育委 員会才	書類による完了検査を行っていたが、現場での完了確認を行わなかった。(29件)	①修繕の実施状況は学校現場で実質的な確認がなされていると考えていた。	①完了検査が形式的な事務処理となっていた。	①実効性のある検査体制の検討を怠っていた。
	完了確認で写真の添付がないまま書類審査を実施した。(26件)	②修繕の完了は実施場所である学校により確認されているものと判断していた。	②完了検査が形式的な事務処理となっていた。	②実効性のある検査体制の検討を怠っていた。
契約 事務 D	予定価格書を作成せずに、見積り合わせが執行されていた。(179件) 入札・見積結果表が作成されていなかった。(164件) 本来、2者以上の見積の数が不足していた。(41件) 執行伺いがなかった(業者選定の承認手続きがなかった)。(164件) 同じ金額997,500円の契約が多く発生していた。(81件) 決裁文書に公印の使用承認印が押印されていなかった。 契約書又は請書のないものがあった。(4件)	①市契約規則等の規定を充分理解していなかった。 ②仕事の集中を理由に、短期間で業務を発注しようとしたため。 ③職員であれば、誰でもが使用できる状態にあった。 ④仕事の集中を理由に、書類の管理が不十分であった。	①平成22年度までは、修繕業務に関する具体的なマニュアルがなかったことで、以前からの不適正な事務手続きで修繕に関する事務を踏襲していたため。 ②所管課長が業者選定できる100万円未満の小規模の修繕とすることで、発注までの期間を短縮した。 ③業務効率を優先させていた。 ④書類のチェックが行われていなかった。	①平成23年度から施行されている事務取扱要綱の改正の周知が徹底されていなかった。 ②職場全体のコンプライアンス意識の欠如、並びに最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。 ③請書がなくても請負代金の支払いが可能であった。
緑区役 所工	予定価格書を作成せずに見積り合わせを執行した。(1件)	①入札が2回不調となり、特命随意契約を締結することになったため、不要と思った。	①入札不調の際の予定価格が有効と考えてしまった。	①契約規則等の規定を十分に理解していなかった。 ・組織としてのチェック体制が機能していなかった。
	入札・見積結果表を作成しなかった。(1件)	②1者特命随意契約であったため、入札・見積結果表を作成する必要はないと考えてしまった。	②入札見積結果表を単純に比較表と捉えてしまった。	②契約規則等の規定を十分に理解していなかった。 ・組織としてのチェック体制が機能していなかった。
教育委 員会才	執行伺の後の部長承認がない。(3件) 請書の受領を怠っていた。(11件)	①起案文書への必要項目の記載が欠落していた。 ②書類の管理が不十分であった。	①決裁過程での確認が不十分であった。 ②書類のチェックが行われていなかった。	①決裁時に確認すべき事項が曖昧だった。 ②支払いの手続き上、請書は必要でなかった。
監督業 務E	指示・承諾・協議に必要となる監督員を配置しなかった。(185件) 監督員を配置しないまま契約変更を行っていた。(2件)	①職員が契約規則等の規定を十分理解していなかった。 ①各学校担当者が監督員相当として機能するものと考えていた。	①平成23年度から施行されている事務取扱要綱改正の周知が徹底されていなかった。 ①23年4月に改正された制度の理解が不足していた。	①修繕業務が実施され、最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。 ①平成23年度から施行されている事務取扱要綱改正の周知が徹底されていなかった。
情報開示 F	行政情報開示において、その時点で作成していない文書を作成し、開示した。(2件)	①・情報公開制度の意義を理解していなかった。 ・工期延長の修繕記録により、変更契約すべきであつたと考えた。	①・組織としてのコンプライアンス意識の欠如。 ・開示文書のチェック不足など情報公開制度に対する理解不足。	①職場全体のコンプライアンス意識の欠如、並びに最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。